

## 令和2年度就学援助制度のお知らせ

千早赤阪村教育委員会

電話 0721-72-1300

### 1. 就学援助制度とは

経済的な理由により子どもたちの学習が妨げられることのないように、学校での諸費用（学用品費・修学旅行費・給食費など）の一部を援助する制度です。制度の趣旨をご理解のうえ申請ください。

### 2. 対象となる人

- ① 生活保護を受けている人
- ② 生活保護を停止又は廃止された人
- ③ 村民税が非課税又は減免された人
- ④ 個人事業税を減免された人
- ⑤ 固定資産税を減免された人
- ⑥ 国民年金保険料を減免された人
- ⑦ 国民健康保険料を減免又は徴収猶予された人
- ⑧ 児童扶養手当を受けている人
- ⑨ 大阪府生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている人
- ⑩ 失業対策事業又は職業安定所登録日雇労働者の人
- ⑪ 上記以外で、病気、災害、事故その他の特別な事情で援助を必要とする人

### 3. 援助の対象となる費目

・学用品費      ・通学用品費      ・通学費（条件あり）      ・新入児童生徒通学用品費  
・校外活動費      ・学校給食費      ・修学旅行費（不参加によるキャンセル料は対象外）・医療費（条件あり）

※ 費目により限度額があります。

### 4. 申請方法

- ① 申請書・・・学校及び教育委員会にありますので、必要事項を記入、捺印してください。
- ② 提出先・・・学校または教育委員会
- ③ 提出期限・・・令和2年5月29日（金）
- ④ 留意事項
  - ・当該制度は、前年度に支給認定を受けた人も、再度申請が必要です。
  - ・小中学校両方に通学されている世帯については、それぞれに申請書の提出が必要です。
  - ・世帯は、児童生徒と住民票が同じ人とします。ただし、住民票を異にしている場合、単身赴任などで生計を一にする保護者の人は同世帯とします。
  - ・支給認定審査は、上記の世帯員全員の所得額を調査するので、令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）の所得の申告を必ず済ませておいてください。
  - ・委任状欄に氏名、捺印がない場合は、支給認定できない場合がありますので、ご注意ください。
  - ・上記提出期限以後、特別な事情により、就学援助の必要となった場合は、学校または教育委員会に相談ください。

### 5. 認定方法

申請に基づき、「千早赤阪村就学援助費支給要綱」に定める基準により審査を行い、可否を決定します。

### 6. 支給方法

各学期末に、3回に分けて口座振替で支給します。ただし、必要に応じて学校長を通じて支給する場合があります。